

計画等の案の概要

名 称	静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画案		
公表するもの	静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月25日（水）～令和7年1月22日（水）
	無		
担当課等名	健康福祉部医療局感染症対策課	電話番号	054-221-2402
総合計画における位置づけ	1-2 防疫対策の強化（新しい感染症や再流行の感染症等） （1）あらゆる感染症への対応力の強化		
審議会等の名称	静岡県感染症対策連携協議会		
<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第7条に基づき、新型インフルエンザ等への対策強化を図り、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにするためのものである。</li> <li>・令和6年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた全面改定を受け、特措法の規定により、改定後の政府行動計画に基づく静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）の改定が必要となったことと、本県独自の感染症対策の取組も盛り込むため、県行動計画を改定する。</li> </ul>			
<p>2 骨子</p> <p>（1）計画の目的：新型インフルエンザ等の対策強化を図り、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とするようにする。</p> <p>（2）主な見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、対策項目を現行の県行動計画の6項目から13項目に拡充。</li> <li>・平時の準備について充実（定期的な訓練、医療措置協定の締結による医療提供体制の整備等）。</li> <li>・感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」の役割を記載。</li> </ul>			